

アマチュア無線局の電波型式の表示方法が変わります

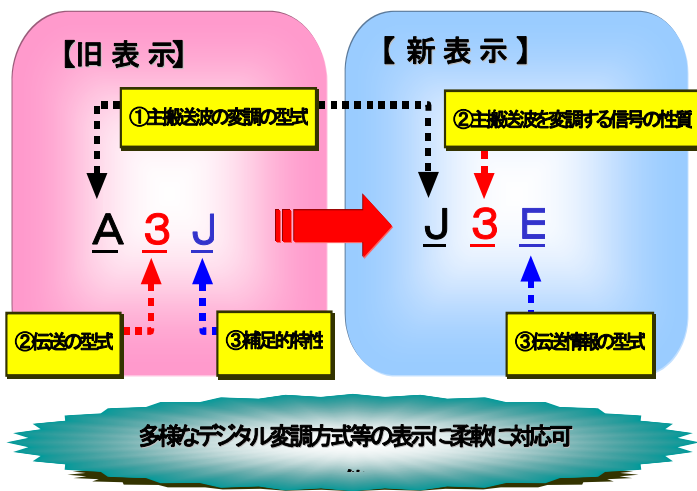
～平成16年1月13日施行～ 関東総合通信局

新しい電波型式の表示

アマチュア無線における通信技術の多様化、デジタル方式の導入などを考慮して、総務省では、電波型式の新表示化などの規則改正を行いました。新しい電波型式等の施行は、平成16年1月13日からです。

この電波型式の新表示は、WARC79（1979世界無線通信主管庁会議）においてその表示方法が提案され、我が国では、昭和58年からアマチュア局を除く一般無線局に採用されていたもので、電波型式が以下のように3桁の記号で表示されます。

【旧表示と新表示の対応】



(例)抑圧搬送波のSSB

旧表示		新表示	
A	3	J	E

主搬送波の変調の型式		主搬送波を変調する信号の性質		伝送情報の型式	
分類	記号	分類	記号	分類	記号
無変調	N	変調信号なし	0	無情報	N
振幅変調	両側波帯	副搬送波を使用しないデジタル信号の単一チャネル	1	電信(聴覚受信)	A
	単側波帯 全搬送波	副搬送波を使用するデジタル信号の単一チャネル	2	電信(自動受信)	B
	低減搬送波			ファクシミリ	C
	抑圧搬送波	アナログ信号の単一チャネル	3	データ伝送・遠隔測定・遠隔指令	D
独立側波帯	B	デジタル信号の2以上のチャネル	7	電話	E
残留側波帯	C	アナログ信号の2以上のチャネル	8	テレビジョン(映像)	F
角度変調	周波数	1以上のアナログ信号のチャネルと1以上のデジタル信号のチャネルの組合せ方式	9	組合せ	W
位相					
振幅変調及び角度変調であって同時に又は一定の順序で変調するもの	D				
上記に該当しないもので、振幅、角度又はパルスのうち2以上を組合せて、同時に、又は、一定の順序で変調	W				

(注) この他に「その他 X」があるが、通常は使用しない。

電波型式の新旧対応表

電波の型式の新旧対応についての主なものの例は次のとおりです。

旧型式	新型式	主な用途例
A1	A1A	モールス符号電信
A2	A2A	可聴変調波を使用するモールス符号電信
	A2B	自動受信でのモールス符号以外の電信
	A2D	データ通信
A3	A3E	DSB電話(抑圧搬送波DSB電話を含む)
A3A	R3E	SSB電話
A3H	H3E	SSB電話(AMでも受信可)
A3J	J3E	SSB電話
A4	A3C	AMファクシミリ
A5	A3F	AMテレビジョン(映像のみ)
A5C	C3F	AMテレビジョン(映像のみ)(ATV)
A5J	J3F	低速走査テレビジョン(SSTV)
A9	A8W	AM多重テレビジョン(音声を含むTV等)
A9C	C8W	AM多重テレビジョン(A8Wの残留側波帯仕様)

旧型式	新型式	主な用途例
F1	F1B	モールス符号以外の電信(RTTY等)
	F1D	データ通信(FM/パケット通信等)
	G1B	モールス符号以外の電信(PSK31等)
	G1D	データ通信(PM/パケット通信等)
F2	F2A	可聴変調波を使用するモールス符号電信(FM)
	F2B	可聴変調波を使用するモールス符号以外の電信
	F2D	可聴変調波を使用するデータ通信
F3	F3E	FM電話(FMトランシーバー)
	F1E	デジタル電話(GMSK電話等)
F4	G1E	デジタル電話(多値PSK電話等)
	F3C	FMファクシミリ
F5	F3F	FMテレビジョン(映像のみ)
F9	F7D	FM多重データ通信
	F8W	FM多重テレビジョン(音声を含むTV等)
	G7D	多重データ通信
-	D3C	ミニファックス(AM・PM・VSBの組合せ)
	D7D	多重データ通信(多値QAM等)

裏面に、一括記載コードのご案内があります。

一括記載コードの導入

今回、アマチュア局については、申請書記載や免許状表記の簡素化を図るため、多数の電波型式を一括して記載できる電波型式の「一括記載コード」を新たに導入しました。これは、各々の電波型式そのものを示すものではなく、あくまでも申請や記載上の簡素化を行うための一括記載表示です。

一括記載コードは、通常発射可能な変調方式、伝送内容の電波型式のグループを操作資格や発射周波数帯別にまとめた3桁の記号で表したものです。

なお、この一括記載コードは、工事設計書（申請書の16以降の欄）には適用されませんので注意が必要です。また、工事設計書への記載や通信設定など、運用面での記載等は、一括記載コードではなく、電波型式の新表示での記載が必要です。

周波数帯・無線従事者の資格毎の一括記載コードの記号については次のとおりです。

なお、表の見方は、後述の「表の見方」を参照してください。

総務省告示第507号（H15.8.11）による一括記載コード

周波数帯	無線従事者の資格	電波の型式	記号	周波数帯	無線従事者の資格	電波の型式	記号	
1. 9MHz	第一級 第二級 第三級	A1A	—	24MHz	第一級 第二級 第三級	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E	3HA	
	3. 5MHz	第一級 第二級 第三級	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E			第四級		A3C A3E D3C F1B* F1D F3C F3F G1B* G1D H3E J3E J3F R3E
3. 8MHz		第一級 第二級 第三級	A1A A3C A3E D3C F3C F3F H3E J3E J3F R3E		第四級		A3C A3E D3C F3C F3F H3E J3E J3F R3E	3HD 4HD
	4630kHz	第一級 第二級 第三級	A1A			28MHz 50MHz 144MHz 430MHz	第一級 第二級 第三級	
7MHz	第一級 第二級 第三級	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E	第四級	F1D F1E F2A F2B F2D F3E	3VF			
	10MHz	第一級 第二級		A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E				第四級
14MHz		第一級 第二級	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E	第一級 第二級 第三級	F1D F1E F2D F3E		4VF	
	18MHz	第一級 第二級 第三級	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E		第四級			A1A A2A A2B A2D A3C A3E A3F A8W C3F C8W D3C D7D F1B F1D F1E F2A F2B F2D F3C F3E F3F F7D F7W F8W G1B G1D G1E G7D H3E J3E J3F R3E
21MHz		第一級 第二級 第三級	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E	第四級			F1D F1E F2A F2B F2D F3E	3SF
	21MHz	第一級 第二級 第三級	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E		第四級		A3C A3E A3F A8W C3F C8W D3C D7D F1B* F1D F1E F2D F3C F3E F3F F7D F7W F8W G1B* G1D G1E G7D H3E J3E J3F R3E	
21MHz		第四級	A3C A3E D3C F1B* F1D F3C F3F G1B* G1D H3E J3E J3F R3E	第一級 第二級 第三級			F1D F1E F2D F3E	4SF
	21MHz	第四級	A3C A3E D3C F1B* F1D F3C F3F G1B* G1D H3E J3E J3F R3E		第四級		F1D F1E F2D F3E	

注1:一の指定周波数帯において一以上の電波の型式を指定する場合は、無線従事者の資格の欄の資格に応じ、記号の欄に掲げる記号により表示するものとする。
 注2:第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士又は第三級アマチュア無線技士が無線従事者の資格の欄の第四級アマチュア無線技士の資格に係る電波の型式のみを希望する場合の電波の型式の表示は、第四級アマチュア無線技士の資格に応じた記号の欄に掲げる記号により表示するものとする。
 注3:28MHz～10.4GHzの項目の中で、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士又は第三級アマチュア無線技士がF1D、F1E、F2A、F2B、F2D又はF3Eの電波の型式の範囲内で一以上のものを希望する場合又は第四級アマチュア無線技士がF1D、F1E、F2D又はF3Eの電波の型式の範囲内で一以上のものを希望する場合は、注1にかかわらず、それぞれ、当該電波の型式に応じた記号の欄に掲げる記号により表示するものとする。
 注4:*は、自動受信を目的とする電波のうちモールス符号によるものを除く(第四級アマチュア無線技士に限る。)

表の見方

1. 指定を希望する周波数帯毎に、ご自分の従事者の資格に応じて、記号を選んでください。
2. 但し、1～3級の資格の方であっても、次の電波の型式全てを使用することがない場合は、4級の資格の欄の記号を選んでください。
(次の電波の型式の一つでも使用する場合は、1～3級の欄の記号を選んでください。)
A1A、A2A、A2B、A2D、F2A、F2B
3. また、同一資格で、電波の型式の欄が2段に分けられている周波数帯の場合は、下段の電波の型式のみを使用する時に、下段の欄の記号を選んでください。(FMのみ使用する場合は、下段の電波の型式を選んでください。)

お問い合わせ先

関東総合通信局 無線通信部 陸上第三課

(アマチュア局申請担当)

〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階

電話 03-6238-1937 (テレホン案内併用)